

# 池田町空き家改修定住促進事業費補助金申請の流れ

総務部企画課

池田町  
(総務部企画課)

[1] 補助金交付申請書（別記第1号様式）及び関係書類の提出

[2] 補助金交付（不交付）決定通知書（別記第3号様式）の送付

改修工事実施（原則、町内建設業者が施工すること）

- ・空き家の取得から当該住所に住民登録後6ヶ月以内に改修工事を実施すること
- ・改修工事の内容を変更又は中止しようとするときは、補助金変更・中止承認申請書（別記第4号様式）を提出

[3] 工事終了後、補助金実績報告書（別記第6号様式）及び関係書類の提出

[4] 額確定通知書（別記第7号様式）の送付

[5] 補助金交付請求書（別記第8号様式）の提出

[6] 請求書に基づくお支払い

改修希望者

空き家

※町が空き家の実態調査等で把握している物件

空き家の所有に関して、権利者が他にいる場合は、改修工事施工同意書（別記第2号様式）も提出

